

平成 26 年 5 月 19 日

日本臨床心理士会会長  
村瀬嘉代子 様  
日本臨床心理士会資格法制化プロジェクトチーム代表  
野島一彦 様

新潟県臨床心理士会  
会長 中村協子

### 『公認心理師法（案）』への貴会の対応に関する要求書

過日開催された自由民主党「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」総会にて、『公認心理師法案要綱骨子（案）』が示されました。この法案要綱骨子に関する対応につきまして、新潟県臨床心理士会は以下の 3 点を要求いたします。

1. かねてより貴会が述べているように、代議員会決議(国家資格に関する日本臨床心理士会の考え方 H21.11.3 付け)に従った国家資格となるような取り組みを、具体的な工程を示しつつ行って下さい。

平成 25 年 7 月 16 日に行われた、貴会と当会の意見交換会において、貴会より出席された野島資格法制化プロジェクトチーム代表、奥村専務理事、平野常務理事は、「基本的に代議員決議に従って国家資格を目指していく」とお話しされました。

しかし、今回示された公認心理師法案要項骨子（案）は、以下の点で代議員決議と大きく異なったものになっております。

- 1) 臨床心理領域の心理職であることがわかる公共性のある名称でないこと。
- 2) 医療提供施設外においても、当該支援に関わる主治の医師の指示が必要とされていること。
- 3) 業務内容に、臨床心理士の専門性を示す、心理アセスメント、心理相談、心理療法の用語が用いられていないこと。
- 4) 受検資格を得るための要件が、大学院修士課程・専門職学位課程においては臨床心理学等を修め修了すること、とはなっていないこと。
- 5) 受検資格を得るための要件が、学部卒においては臨床心理職の有資格者の指導の下での実務経験が数年以上あること、とはなっていないこと。
- 6) 更新制のある資格、とはなっていないこと。

これらの点について、早急に是正していくような取り組みを行うこと、また、その具体的な工程をお示しいただき、それに従って実行していくよう、強く求めます。

2. 公認心理師法案要項骨子(案)への対応にあたり、貴会定款での「目的」に沿った活動を行って下さい。

貴会定款、第三条には、「本会は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）相互の連携を密にし、臨床心理士の資質と技能の向上を図り、もって人々の健康の保持向上に寄与することを目的とする」と記載されております。法案骨子（案）への対応にあたっては、この目的に従って、臨床心理士がこれまで積み重ねてきた実績が正当に評価され活かされる資格となる取り組みを、他団体に阿ることなく行っていくよう、強く求めます。

3. 当会会員に向けた公認心理師法案説明集会を開催して下さい。

貴会資格法制化プロジェクトチームには、平成23年11月27日に新潟にお越しいただき、資格法制化についてご説明いただきました。

しかし、この説明会では当会会員の十分な納得が得られなかったため、二度目の開催を要望してまいりましたが、本日に至るまで実現しておりません。できる限り早期の開催を要求いたします。

以上